

## 第 10 回懇談会における議論の概要

## ( 集中管理・電子媒体双方に関連する主な発言 )

移管基準の見直しで盛り込まれた国政上の重要事項等の指定制度と国立公文書館職員等への行政文書提示等の各省庁の協力という二項目が非常に大事な指標。これらを通じて国立公文書館と各省庁の間にある種の協力の人的ネットワークのようなものが作られるとすれば、そういうグループが中間書庫と電子媒体などの問題とどう関わっていくかというふうに考えていくとイメージが絞れるのではないか。

電子文書中間書庫構想のようなものが、新しい移管基準と電子文書との適応の調整の中で打ち出せるかどうかというのが 1 つのポイントではないか。

## ( 集中管理に関連する主な発言 )

ある程度急いで何かやって形をつくるということになると、中間書庫の韓国型やフランス型のような、各省庁個々にアーカイブスを置いて、そこにはとにかくいいものをがんがん入れて置けというようなことを指示するグループが生まれて、それで何か動かしていくというのが一番早くて、しかもお金がかからなくて、結果が出るのではないか。

中間書庫については、多分内閣府の方に置き、新しい移管基準に出ているものはほとんど義務的なもののような格好で(中間書庫に)移されていくのではないか。この基準をベースに、各省庁の担当者において、これはやはり大事ではないかというものの任意的に付加していくような形でいくのではないか。

中間的な半現用文書というのは、基本的には非現用ではなく、情報公開法の対象になるので、それは各省庁の方で判断できる

ようなものの方が、各省庁も文書を事実上移管するのに安心ではないか。

中間書庫については、公文書館や内閣府が選別をするという能力はあるのか。例えば各省OBの活用といった手段で対応できるのか。

日銀の金融研究所のアーカイブズでは、行内で募集して専門官を1人置き、あとは大学院を卒業された方などを嘱託として雇ったりとか、それで10人ぐらいを動かしていると聞いたことがある。

#### (電子媒体に関連する主な発言)

関東大震災に備えて、(バックアップの)サーバーをつくろうと内閣で考えているのなら、そちらとの連動ということもあるのではないか。

電子媒体については、デジタル化というのが、懇談会をやっていた頃から比べると、ものすごいテンポで進んでいるように思う。

デジタル化への対応というのは、文書のサーバーへ入れるときのネーミングから、だれが、いつ入れたのかというようなことまで、全部管理できるシステムをまず少し考えないといけない。これは個人情報保護の対応にとっても、民間では、すごく大事になっている。

公文書における重要な文書の管理ということになると、各省庁が各省庁の中の課ごとのサーバーか、それが基本的な文書保管のベースになると思う。電子文書の管理・保存については、それを課ごと、また部ごと、局ごとにどのようなものがきちんと入っているのかというのを整理するところをはっきりしないと、それを移管するというところまでは多分いかないと思う。

電子情報の電子媒体による公文書の管理・移管・保存については、まず各省庁のサーバーにどういうものが整理されて、保存されて、それをどういう形で各省庁が内閣府なり、国立公文書館との関係で、この移管基準に沿って、そのとおり電子データも適応できるのかどうかとことを、検証していただいた上で、この移管基準でもしだめだとすると、その部分については別個

の移管基準の方を何か考えないといけないかもしれない。

非現用と現用の区別を取り払って、公文書館の方が現用の電子データの保管に少し口を挟めるような体制を取らないと、今ある電子データがそのまま消えて、原本の紙だけが残って、それが公文書館に移管されて、それをまたデジタル化するということになるが、そうではなくて、電子データはそのまま各省庁のサーバーに保管しておいて、ある時期が来たら公文書館の方に電子データとして保管できるシステムを考えないといけないと思う。その辺りをイメージできるような管理・移管・保存についての提言を是非お願いしたい。

（最も先進的な）オーストラリアでも、できれば見てきていただいて、少し参考にさせていただくとよいのではないか。

サーバーの各省共有のようなことは。各省庁では他の省庁に取り出されてしまうのではないかということに気にするのではないか。

課ごとのサーバーを1つずつ置いておいて、それで移管の手続の中で統一的なサーバーに移管するというのはあり得ると思う。

（今後の文書管理の最適化計画策定に当たっては、）各府省からの実態をよく聞いた上で、どういう最適化の対象範囲を設定し、どういうシステムを設計していくのかという大きな問題があると思う。